

岐阜県公報

第二千八百八十一号
平成二十九年九月十五日
(金曜日)

目次

人事委員会規則

○職員任用に関する規則の一部を改正する規則
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
(人事委員会) 五六九^{ページ}
(同) 五六九

告示

○道路の区域変更
(道路維持課) 五七〇

訓令

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
(人事課) 五七〇

公示

○土地改良事業の工事の完了
(農地整備課) 五七一
○公共測量の実施
(用地課) 五七一

正誤

○定期監査の結果に関する報告の公表中訂正
(監査委員) 五七二

人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月十五日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十四号

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

職員任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表教育委員会の項本庁次長の欄中「森林文化アカデミー事務局長」を削り、同項本庁課長の欄中「学校事務主幹」を「学校事務主幹」「森林文化アカデミー事務局長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月十五日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十五号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。 別表第一イの表教育委員会の部森林文化アカデミーの項六級の欄中「猫畑」を「養務畑、猫畑」に改め、同項七級の欄を次のように改める。 困難な業務を行う事務畑等の職務 別表第一イの表教育委員会の部森林文化アカデミーの項八級の欄中「又は養務畑長」を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する													
告 示 岐阜県告示第四百四十七号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十九年九月十五日 岐阜県知事 古 田 肇													
道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後別		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道		多治見線 八百津線		多治見市小名田町二丁目 五〇番二地先から 同市同町二丁目 八九番一地先まで		前		ハセ 一七〇 一九七		二五五 二五五			
						後		二七〇 二六・一		二五五 二五五			

訓 令 甲 岐阜県訓令甲第二十一号 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十九年九月十五日 岐阜県知事 古 田 肇 庁中一般 各現地機関	
岐 阜 県 訓 令 甲 第 二 十 二 号 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十九年九月十五日 岐阜県知事 古 田 肇 庁中一般 各現地機関	

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二五の項中「三日」を「四日」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

公 示

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
かんがい排水事業 （保全合理化型）	西 山 地 区	平成二九・二・二七

。公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年九月十八日から

同 年十月二十八日まで

四 作業地域

郡上市

。公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

三 作業期間

平成二十九年九月十一日から

同 年十月三十一日まで

四 作業地域

郡上市

。公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十九年九月五日から

平成三十年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡安八町及び同郡輪之内町

○ 正 誤

（原稿誤り）

平成二十九年八月二十八日号外（二）定期監査の結果に関する報告の公表（岐阜県監査委員告示第二十一号）五頁上段表中「飛騨神岡町立神岡中学校」を「飛騨神岡町立神岡中学校」の「飛騨神岡町立神岡中学校」は「飛騨神岡町立神岡中学校」の誤り。

平成二十九年九月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社